

平成30年度 日本医師会事業計画

平成30年度 日本医師会事業計画

世界に冠たる国民皆保険の下、地域の保健・医療・介護を担い続けてきた会員各位の不断の努力により、わが国は世界最高水準の平均寿命を達成し、“長寿社会”を迎えるに至った。

今後は、全国の医師会員とのさらなる協働をもって、国民への健康づくりに関する意識の涵養等、予防と健康管理に係る取り組みを一体的に推進し、健康寿命の一層の延伸を図ることで、真の“健康長寿社会”の実現を目指す。

他方、少子化によりわが国の人口が急速に高齢化しながら減少していくなかで、社会保障制度の安定性や持続可能性をいかに高めていくかが、今、問われている。

日本医師会は、地域医療に責任を持つ立場から、わが国の医療制度を国民福祉の原点に立って見直し、すべての世代が活力を持ち続けられるよう、人生100年時代を見据えた医療の在り方を提言していく。

その基本は、かかりつけ医を中心とした「まちづくり＝地域づくり」のなかで、国民一人一人に寄り添う医療を実現していくことである。

そのため、かかりつけ医機能のさらなる充実と、その担い手である医師が将来に亘り安定的に確保されるよう努める。とりわけ、医師の働き方改革に関する議論を通じて医療界全体の勤務環境の改善を図り、もって、より適切な地域の医療・介護の確保へと有機的につなげていく。その上で、今年度より開始される新たな専門医の仕組み等とも相乗して、より効果的で質の高い医療を国民に提供していく。

また、地域包括ケアシステム構築に向けた都道府県医師会及び郡市区等医師会の取り組みを支援し、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活をおくれるよう、国民一人一人の状態にあわせた、よりきめ細やかな医療・福祉サービスの提供を目指す。

今後予見される社会保障費の増大については、医療保険財政への影響から国民皆保険が揺るがぬよう、医療界の自発的な取り組みを推進するなかで、適切な財源の確保についても求めていく。そしてそのことが、国民の将来に対する不安を和らげ、ひいては経済の好循環につながることを訴えながら、少子化対策にも広く取り組んでいく。

こうした取り組みにより、社会保障制度の安定性や持続可能性の向上に寄与していくなかで、わが国の医療制度を、高齢社会における“安全・安心モデル”へと高めていく。そして、その成果を世界医師会等を通じて広く発信することで、世界中の人々の幸福の実現にも貢献していく。

以上のような基本的な認識に基づき、日本医師会は平成 30 年度事業計画として、各種会内委員会等からの提言の積極的活用と、日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化をはじめ、当面する 19 の重点課題について、地域に密着した医師会活動を基本に、その関連諸施策の推進を図る。

また、日本医師会治験促進センター、女性医師支援センター並びに電子認証センターの運営についてもさらなる充実を図り、『日本医師会綱領』の精神を遵奉しながら、わが国の医学・医療の進歩並びに医療提供体制の拡充に尽力していく。

○ 重点課題一覧

1. 医療政策の提言と実行
2. 医の倫理・医療安全対策の推進と医療事故調査制度の円滑な運営に向けた取り組み
3. 医師会の組織強化と勤務医等への支援の推進
4. 生涯教育の充実・推進
5. 日本医学会とのさらなる連携の強化
6. 医療分野における IT 化の推進
7. 広報活動の強化・充実
8. 国際活動の推進
9. 医療保険制度・介護保険制度の充実に向けた取り組み
10. かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・再興
11. 医療関係職種等との連携及び資質の向上
12. 医業税制と医業経営基盤の確立
13. 日本医師会年金の運営強化と会員福祉施策の充実
14. 日本医師会医師賠償責任保険事業の安定的運営と同事業を通じた自浄機能の発揮
15. 大規模災害対策
16. 日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化
17. 日本医師会治験促進センターの運営
18. 日本医師会女性医師支援センターの運営
19. 日本医師会電子認証センターの運営

1. 医療政策の提言と実行

社会保障費は、医療、介護等を中心に今後も増加することが見込まれる一方、財政を健全化しようとする立場から、財政を緊縮する圧力が続く。未曾有の少子高齢社会が進展し、人口も減少していくなかで国民皆保険を堅持していくため、財政主導ではなく、われわれ医療側から、過不足ない医療が提供できるよう、あるべき姿を提言していく。

また、医療側の自助努力による国民医療費の伸びの抑制に引き続き努めていくとともに、予防・健康部門を一体的に取り組む部署を再編し、生涯保健事業の体系化や健康スポーツ医の積極的活用など予防へのさらなる取り組みを通じて、国民の健康寿命の延伸を推進していく。

2. 医の倫理・医療安全対策の推進と医療事故調査制度の円滑な運営に向けた取り組み

『医の倫理綱領』、『医師の職業倫理指針（第3版）』を広く周知徹底し、より実践的な医の倫理の向上を図り、医師の自浄作用を活性化していく。

患者の安全確保と医療の質の向上を最優先課題として取り組むとともに、日本医療機能評価機構と共同で開催する「医療対話推進者養成セミナー」等を通じて、医療関係者と患者の相互理解、対話の促進に取り組む。

医療事故調査制度の円滑な運営に向けては、とりわけ医療事故調査等支援団体相互の連携を通じ、国民の信頼に込め得る体制を構築できるよう、都道府県医師会や郡市区等医師会、関連する学会・団体等とともに積極的な取り組みを進めていく。また、同制度において、医療事故調査・支援センターとして厚生労働大臣の指定を受けた日本医療安全調査機構に対しては、引き続き各学会等と協調し、財政面・運営面からの連携と支援を行う。

3. 医師会の組織強化と勤務医等への支援の推進

『日本医師会綱領』を基本理念に、真に国民に必要な保健・医療・福祉の実現を目指していくため、病院団体等の医療関連団体をはじめ、様々な分野の団体とも連携を深めていく。

あわせて、医師会間の一層の連携強化と公益性の深化を図るための具体的方策の検討を進めるとともに、都道府県医師会との会員情報の相互利用に向けた取り組みを推進する。

勤務医については、労働環境の改善を図るため、会内の関係委員会で検討を行う。また、勤務医の意見を広くくみ上げるとともに、医師会活動への積極的な参画を呼びかける。

女性医師については、日本医師会女性医師支援センターを中心に就業支援策等を講じる他、会内委員会に女性医師を積極的に登用するなど、医師会活動への参画に向けて、引き続き取り組んでいく。

研修医については、会費無料化等を通じて、さらなる入会促進を図る。

医学生については、無料情報誌『ドクターゼ』の発行等を通じた支援を継続して行う。

以上のような取り組みの紹介をはじめ、日本医師会に入会する意義・必要性等をわかりやすくまとめた冊子『ドクターゼ 別冊』を広く配布するとともに、勤務医、女性医師、研修医、医学生それぞれのニーズに応える取り組みをより一層推進していくことで、さらなる組織強化を目指していく。

4. 生涯教育の充実・推進

日本医師会生涯教育制度については、会員・非会員を問わず、多くの医師が日本医師会生涯教育認定証を取得できるよう広く周知し、制度のさらなる定着を図る。また、『日本医師会雑誌』に掲載している生涯教育「問題解答」や eラーニングの充実など、引き続き履修環境の整備に努める

とともに、生涯教育管理システムのより一層の活用を促進する。

「指導医のための教育ワークショップ」については、引き続き日本医師会主催で実施するとともに、都道府県医師会が開催するものについても支援を行っていく。

新たな専門医の仕組みについては、プロフェッショナル・オートノミーに基づき、引き続き医学界・医療界が協調して、医師の地域偏在等を助長することがないように、地域医療への影響を配慮しながら適切な運営を目指す。また、日本専門医機構に対しては、適切・円滑な運営に向けて、積極的な支援を行う。

電子書籍サービス「日医 Lib」については、『日本医師会雑誌』をはじめ、都道府県医師会発行物を順次掲載するなど、コンテンツの充実に努めていくとともに、今後、より多くの会員に利用されるよう積極的な広報に努める。

5. 日本医学会とのさらなる連携の強化

日本医師会と日本医学会が相携え、わが国の医学・医術のさらなる発展に貢献するとともに、安心・安全で良質な医療の確保と推進を目指す。

また、日本医学会が主催するシンポジウム、公開フォーラム並びに来年4月に開催予定の第30回日本医学会総会等に対して、積極的な支援を行う。

さらに、社会性の高い問題にあたっては、緊密な連携の下に適正な対応を図るとともに、日本医学会を通じ各学会員に医師会活動の啓発を行うことで、相互連携の強化を図る。

6. 医療分野におけるIT化の推進

マイナンバーとは異なる医療分野専用の番号（医療等ID）の制度設計をはじめ、全国規模の「医療等分野専用ネットワーク」の構築に向け、真に

国民の医療にとって有益な IT 化を進展するべく具体的な提言を行い、対策を講じていく。

「日医 IT 化宣言 2016」に基づいて、国民・患者のプライバシーをしっかりと守りつつ、ネットワーク上での医療情報を高いセキュリティを確保した上で、医療連携や医学研究のために適切に活用し、医療の質の向上等、わが国の医療体制をより高い水準に押し上げる。

特に、昨年 5 月に改正された「個人情報保護法」によって要配慮個人情報となった医療情報に関しては、セキュリティなど特段の取り扱いが必要となることから医療関係者や研究機関への周知徹底、並びに国民への啓発を行っていく。

また、政府における管理医療・医療費抑制の手段として、医療分野の IT 化が拙速に進められないよう、注視していく。

7. 広報活動の強化・充実

日本医師会の主張や見解を国民に浸透させていくため、引き続き定例記者会見を充実させていくとともに、その内容を『日医ニュース』、「日医白クマ通信」、ホームページ上での映像配信などを通じて、広く伝えていく。また、若手記者（一般紙・業界紙）との定期的な勉強会である定例記者懇話会についても、引き続き開催していく。

都道府県医師会の協力の下で番組作りを行っている「テレビ健康講座 ふれあい健康ネットワーク」については継続して放映していく他、新聞への意見広告についても、適時適切に行っていく。

「日本医師会 赤ひげ大賞」、「生命（いのち）を見つめるフォト&エッセイ」等の顕彰事業についても引き続き実施し、国民と医療関係者のより良い信頼関係の構築を目指していく。

医師会の組織強化に向けた広報についても、重点的に取り組んでいく。

日本医師会ホームページについては、日医発信ニュースのポータルサイ

ト「日医 on-line」の充実等、アクセス数の拡大に向けてより魅力あるページづくりに努めていくとともに、各種講習会・研修会等の映像も積極的に配信していく。

都道府県医師会及び郡市区等医師会との双方向かつ速やかな情報共有に向けては、文書管理システムの機能強化を図るとともに、メーリングリスト、テレビ会議システムによるセミナー配信などのさらなる活用により、円滑に行っていく。

8. 国際活動の推進

グローバル・ヘルスを国際活動の主軸として推進するために、国際機関や各国医師会との連携を深める。

昨年 9 月に横倉会長が会長に就任したアジア大洋州医師会連合 (CMAAO) では、その事務局として各国間の情報交換を活発にし、組織のさらなる活性化を支援していく。この地域のプラットフォームから、世界医師会 (WMA) に対し、理事国として引き続き積極的な提言を行っていく。

また、昨年 10 月に横倉会長が会長に就任した WMA では、その存在感を高め、より大きな成果がもたらされるよう、横倉会長の WMA 会長としての活動を積極的に支援していく。

国際保健検討委員会においては、WMA の活動を中心とした国際貢献と地域医療の連携について検討し、WMA 及び CMAAO と連動した活動をより一層強化していく。

次世代につながる国際保健の人材育成に貢献しているハーバード大学公衆衛生大学院武見国際保健プログラムについては、応募、選考などを含めて日本医師会が主導的運営を行い、引き続き同大学院との協力関係を維持していく。

英文誌『JMA ジャーナル』の本年 10 月頃の創刊を目指し、新たに設置した JMA ジャーナル編集室において、引き続き準備を進めていく。

その他、日本医師会英文ホームページを通じて、日本医師会の国内外の活動を紹介していく。

9. 医療保険制度・介護保険制度の充実に向けた取り組み

今後さらなる超高齢社会を迎えるにあたっては、質が高く充実した医療がますます必要になる。そのため、地域に密着した有床診療所を含む診療所や中小病院を活用し、入院や施設の利用を併用する日本型在宅療養がより一層推進されるよう、関係各部署間の連携を密にし、国民の多種多様なニーズに応じていく。

平成 30 年度の診療報酬・介護報酬の同時改定については、検証作業を行う。

新たに創設された介護医療院については、第 7 期介護保険事業計画における転換等の状況を注視し、第 8 期計画以降の取り扱いに向けて対応を検討する。あわせて、介護人材の確保や消費税増税に向けた対応を進めていく。

指導、監査、施設基準の適時調査の運用の見直しについては、現場の混乱を縮小するために、引き続き厚生労働省当局と協議を行い、改善を図っていく。地方厚生（支）局間にある運用の差異についても是正するよう、働きかけを行っていく。

介護療養病床や医療・介護の連携の在り方などについては、介護保険法令の改正が必要な事項の検討について、対応していく。

介護予防事業や地域支援事業が市町村で実施される際、地域リハビリテーションに関する事業や在宅医療・介護連携推進事業などの施策等に都道府県医師会及び郡市区等医師会が積極的に関わることを支援する。

10. かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・再興

すべての国民への平等で良質なサービスの提供を目指し、地域における

保健・医療・福祉の連携と、医師会が中心となった医療関係職種間の連携を推進し、かかりつけ医機能を中心に据えた、診療所や病院によって担われる地域医療のさらなる充実を目指す。とりわけ医師会共同利用施設を地域医療・地域保健の中核的役割を担う拠点にするとともに、地域医師会のリーダーシップの下、かかりつけ薬剤師のいる薬局との連携にも取り組む。

医師の需給・偏在問題については、プロフェッショナル・オートノミーを基本として、その解消に努めていく。

第7次医療計画における地域医療構想の取り扱いについては、地域の実情を十分に反映する仕組みとして実施されるよう、引き続き国に対し提言していく。有床診療所の意義や重要性を引き続き情報発信していくことで、安定的・継続的にその機能が果たせるよう努めていく。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、第7次医療計画や第7期介護保険事業（支援）計画、障害者・医療的ケア児等への対策を踏まえ、地域包括ケアシステムの仕組みのなかで、機能分化された医療提供体制や地域連携が“まちづくり”に資するものになるよう、都道府県医師会及び郡市区等医師会との緊密な連携を通じて支援する。

かかりつけ医機能を充実させるため、かかりつけ医機能研修制度の実施や研修会を開催する他、処方マニュアルを作成・周知するなど、地域包括ケアや在宅医療推進の大きな流れに沿う取り組みに努める。

これらの取り組みが、各地域においてそれぞれの実情に応じて推進されるよう、地域医療介護総合確保基金の確保・充実に努める。

この他、関係団体や行政等との連携・協働をもって、以下に係る取り組み等を推進することで、かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・再興を目指す。

- ・公衆衛生の向上
- ・少子化対策への取り組み
- ・成育基本法成立に向けた取り組み

- ・ 児童虐待防止対策に係る取り組み
- ・ 健診標準フォーマットの普及による保健情報の一元的管理等を通じた生涯保健事業の体系化に向けた取り組み
- ・ 適切な予防接種施策
- ・ 新興・再興感染症発生に備えた取り組み
- ・ 禁煙対策・受動喫煙防止対策
- ・ 産業保健活動
- ・ 健康スポーツ医活動
- ・ 学童期前の保健と学校保健への取り組み
- ・ 薬務に係る取り組み
- ・ 環境問題に係る取り組み
- ・ 臨床検査精度管理調査
- ・ 健康食品等への安全対策（国民のヘルスリテラシーの向上を含む）
- ・ 医療機関等における廃棄物の適正処理対策（水銀廃棄物の回収促進を含む）

11. 医療関係職種等との連携及び資質の向上

患者が良質で安心・安全な医療を受けられるよう、引き続き、医師によるメディカルコントロールの下でのチーム医療を推進していく。

看護職員の需給については、厚生労働省の検討会を通じ、医療現場の実情を反映した需給見通しの策定と、看護職員確保のための施策の実施を求めていく。そのなかで、看護職員の養成については、一義的に国の責任であることを基本とし、地域に密着した医療の推進や地域包括ケアシステムの構築・発展に向けた人材養成のため、とりわけ地域医療介護総合確保基金における看護師等養成所運営費補助金や実習施設の確保、各種規制の柔軟な運用を引き続き求めていく。養成カリキュラムの見直しについては、医療の進歩や看護職に期待される役割を踏まえつつ、地域に根差した看護

職の養成・供給に影響を与えることのないよう検討を進めていく。また、准看護師養成制度を引き続き堅持し、准看護師・看護師等学校養成所に対する支援や、准看護師の生涯教育を推進する。

医療機関における業務を担える薬剤師の雇用推進については、適切な財源の確保・配分を国に働きかけていく。

病院や診療所の医師の事務負担を軽減し、医師が本来の専門的、社会的活動に専念できるよう、日本医師会の認定機関における医療秘書養成を拡充し、基礎的な医学知識や秘書技能を備え、最新の情報処理・管理に精通した人材を養成していく。

12. 医業税制と医業経営基盤の確立

医療機関の経営の安定・充実に向けて、医業経営に関わる税制の他、地域医療確保に資する税制などについて検討を進める。とりわけ控除対象外消費税問題については、消費税率 10%への引き上げが来年 10 月に予定されるなか、与党税制調査会等に対して、抜本的解決を図ることを引き続き要望していく。あわせて、中央社会保険医療協議会「医療機関等における消費税負担に関する分科会」において、昨年度に続き、診療報酬への消費税分上乗せの検証等がきちんに行われるよう注視する。また、地域医療確保のための医業継続に係る税制上の措置及び中小医療機関の設備投資支援に係る税制措置の改善を求めるとともに、事業税非課税措置・四段階制等については、必要に応じデータ収集・分析等を行い、与党税制調査会等に対し、引き続き存続を要望する。

税制要望については、今後とも都道府県医師会及び郡市区等医師会との協力により、関係各方面に積極的に働きかけを行っていく。

13. 日本医師会年金の運営強化と会員福祉施策の充実

医師年金については、会員・年金加入者対応の一層の円滑化を進めると

ともに、業務体制及びシステム対応の充実に努めていく。

また、年金資産の運用については、来年度に実施を予定する新財政計画の策定へ向けて、より安定的かつ効率的な運用体制の実現を目指す見直しを進める。

本年 10 月に医師年金設立 50 周年を迎えることから、記念計画の下、新規加入者年間 1,000 名を目指して普及推進に向けた取り組みを強化する。あわせて、医師年金ホームページ、パンフレット類の改定作業を進める。

会員（家族・従業員も含む）が全国のホテルに特別割引価格で宿泊できるサービスシステムについては、提携ホテルの拡充及び利用条件の両面で、さらなる利便性の向上を図る。

14. 日本医師会医師賠償責任保険事業の安定的運営と同事業を通じた自浄機能の発揮

本事業による医療事故紛争の適切な解決を通じ、医師と患者の信頼関係の構築に資するとともに、会員相互の連帯に基づく都道府県医師会との緊密な連携により、医療提供基盤の安定化を図る。

また、医師会のさらなる組織強化に向けた取り組みと、今日の高額賠償の現状や管理者責任への備えに対し、日医医賠責特約保険の加入者の増加に努め、健全な制度運営と拡充を図る。

さらに、医賠責保険制度における「指導・改善委員会」を通じた医師会内の自浄作用活性化を目指し、医療事故・紛争低減に向けた取り組みを推進していく。

15. 大規模災害対策

被災地域の復興にあたっては、“まちづくり”の中心に医療提供体制を据えることが重要であり、引き続き、必要な提言を政府並びに関係各方面に行っていく。

日本医師会は、災害対策基本法上の指定公共機関の指定及び被災者健康支援連絡協議会の代表の立場で横倉会長が中央防災会議委員の任命を受けている。これらの責務を果たすため、東日本大震災、平成 28 年熊本地震等の経験を踏まえ、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等、今後起こり得る大災害を見据えた災害医療対策として、JMAT 活動の充実や全体的な質の向上、関係機関等との連携、災害医療コーディネート機能の確立、防災訓練（災害時の情報共有・衛星利用実証実験）の実施などの取り組みを行う。

また、国の防災行政における医療の位置付け強化を働きかけるとともに、国土強靱化（ナショナルレジリエンス）の一環として、地域の医療機関の耐震化促進や関係法令上の警戒区域に立地する医療機関への支援、要配慮者対策を中心とした地域の医療・介護・福祉の連携に努める。

さらに、大規模災害により、一度に多数の犠牲者が発生した場合の身元確認及び遺体検案について、各都道府県医師会に設置された警察活動に協力する医師の部会等を核とした、全国的な医師の派遣体制を確立する。あわせて、警察庁をはじめとする関係機関、団体、学会等と日本医師会との間での職種横断的な連携体制の構築にも努め、発災時の初動体制に万全を期す。

この他、訪日外国人の急増や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、都道府県医師会及び郡市区等医師会との連携の下、外国人患者の医療体制の適切な構築・運用に関わっていくとともに、CBRNE テロ災害や集団災害に関する研修を含め、救急・災害をはじめとする対策を進める。

16. 日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化

国民に選択されるエビデンスに基づいた医療政策の企画・立案に向けて、社会保障制度論、国民医療費動向などの中長期的な課題とあわせ、地域医療提供体制、災害対応における医療支援の在り方の他、短期的な政策課題

に対応するための調査・研究体制を、一層充実強化していく。

とりわけ、情報技術の進展にともない、国民の医療・健康情報がビッグデータとして蓄積されつつあることから、それらを活用して医療の向上に役立つ研究等を行う。

また、医師主導による医療機器の開発・事業化については、引き続き円滑に進めていく。

こうした活動を広く国民に発信していくなかで、日医総研のプレゼンスを高めていく。

17. 日本医師会治験促進センターの運営

国内で未承認あるいは適応外使用されている医薬品等を国民に提供するために、研究者が実施する医師主導治験を総合的に支援し、科学的な証拠に基づく質の高い医療の提供に貢献する。

また、わが国の治験等を推進するために、大規模治験ネットワーク登録医療機関のさらなる連携強化に向けた取り組みや、臨床研究審査の受託、研修機会の提供、企業治験の実施機会の提供を行うとともに、広く医師・国民に対して、治験等の普及啓発に努める。

さらに、今後、臨床研究へ参画する医師の教育研修や治験の実施を目指している地域医師会に対し、治験促進センターが得たノウハウ等を提供するとともに、効率的な治験等の実施体制整備に向けた支援を行う。

18. 日本医師会女性医師支援センターの運営

中核事業である女性医師バンクを幅広く周知し、さらなる活性化を図るとともに、都道府県医師会との協力体制の強化により復職や就業継続の支援に注力する。あわせて、女性医師の勤務環境の整備やワークライフバランス等に関する各種講習会での啓発活動を通じて、女性医師のキャリア形成への支援、女性医師の意志決定の場への参画推進にも取り組んでいく。

また、「大学医学部・医学会女性医師支援担当者連絡会」や「女性医師支援センター事業ブロック会議」等の開催を通じ、各団体との情報の共有や意見交換を行い、さらなる連携の強化にも注力していく。

19. 日本医師会電子認証センターの運営

医師資格証について、広報活動を展開し、採用時の資格確認のほか身分証としての利用シーンを広げ、医師や医療機関を含め広く一般社会への認知度を高める活動を推進するなかで、発行拡大に努める。

また、医師資格証を利用する基盤整備事業として、研修会・講演会の出欠管理のためのアプリケーションや、これと連動した生涯教育単位管理システムなどの提供を行い、各学会や各種の指定医講習との連携を進める。

さらに、医師資格証を活用できる IT 環境を拡大整備するなかで、ネットワーク型の電子署名システムや文書交換サービス（MEDPost）、会員専用ポータルサイトなど、医師資格証利用者に様々なサービスを提供する。

この他、日本医師会及び都道府県医師会の会員情報との連携を図り、医師資格証が医師会の組織強化や会員獲得のツールとなるよう、事業展開していく。